

§ 5 新設（法5①）届出書の作成要領

様式第1（第3条関係）

* 計画書に添付する際は、タイトルを「大規模小売店舗届出書（案）【計画書添付用】」としてください。

大規模小売店舗届出書

年 月 日

千葉県知事 様

* 計画書に添付する際は、計画書の提出日を入れ、「 年 月 日現在」としてしてください。

（設置者）

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

* 計画書の設置者欄と同じ。37頁の計画書の留意事項を参照。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ^{まるさんかくしかくてん} 〇△□店

所在地 A市B町CDE1番1ほか

* 計画書の名称及び所在地欄と同じ。
* 37頁 計画書の留意事項を参照してください。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名（名称） 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

* 郵便番号の記載は、不要です。
* 「(株)」「(有)」「リ」や所在地の番号に「-」などと、省略した記載をしないでください。
* 小売業者が複数ある場合は、「別紙（小売業者一覧表のとおり）」とし、別紙一覧表に全ての小売業者を記載してください。
* 未定の部分がある場合は、小売業者名の欄を「未定」とし、小売業者が決定した場合は、すみやかに変更届出（法6①）を行ってください。

3 大規模小売店舗を新設する日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

* 計画書に添付する届出書（案）の段階では、提出段階で想定される日としてください。
* 正式に届出する段階では、届出日から8か月後の日の翌日以降の日付を記載してください。また、開店予定日（または店舗面積の合計が1000㎡を超える日）とし、小売業者ごとに開店日が異なる場合は、最も早い予定日を記載してください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇㎡

* 小売業を行うための店舗の用に供される床面積を記載してください。店舗面積に含まれる部分、含まれない部分の別等、店舗面積の判断に当たっては8頁～12頁を参照してください。
* 店舗面積の合計の小数点第一位を四捨五入。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

*位置の欄には、図面番号、図面の名称及び図面に記載の施設Noを記載してください。

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図:駐車場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図:駐車場②	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

* 来客用の収容台数を記載してください。
従業員用や業務用等は含みません。
* 併設施設分の収容台数については、併設施設と共用の場合は含み、併設施設専用の場合は含みません。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図:駐輪場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図:駐輪場②	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

* (1) の留意事項と同じ。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
別添 図面4 建物配置図:荷さばき施設①	〇〇. 〇m ²
別添 図面4 建物配置図:荷さばき施設②	〇〇. 〇m ²
合計	〇〇m ²

* 荷さばき施設ごとの面積は、小数点第二位を四捨五入。
* 合計の面積は、小数点第一位を四捨五入。
* 店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。屋内か屋外かは問わない。）について、荷さばき施設ごとに記載してください。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
別添 図面4 建物配置図:廃棄物保管施設①	〇〇〇. 〇〇m ³
別添 図面4 建物配置図:廃棄物保管施設②	〇〇〇. 〇〇m ³
合計	〇〇〇m ³

* 保管施設ごとの容量は、小数点第三位を四捨五入。
* 合計の容量は、小数点第一位を四捨五入。
* 店舗から排出される廃棄物等を敷地外に搬出するまでの間、保管する場所として設定された施設等（屋内か屋外かを問わない。）について、保管施設ごとに記載してください。
なお、容量については、施設全体の容量ではなく、実際に保管できる容量（保管できる面積×積むことのできる高さ）を記載してください。
* 店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等の保管部分が明確に区切られている場合、併設施設から排出される廃棄物等の保管部分は除いてください。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前0時	午前0時	24時間営業
有限会社△△	午前9時30分	午後11時30分	
千葉一郎	午前10時	午後10時	

* 次の①・②のいずれの店舗かを明らかにするため、小売業者が複数ある場合も「別紙（小売業者一覧表のとおり）」とはせず、この欄で開店時刻及び閉店時刻を記載してください。

- ①小売業者ごとに開店時刻と閉店時刻を届け出る店舗
- ②店舗全体として統一的な時間を届け出る店舗

* 原則として大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載してください。ただし、大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を決め、管理しているような場合のみ、その統一的な時間を記載することができますので、その場合は小売業者名の欄を削除し、次の表によりその統一的な時間を記載してください。

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後10時

* 24時間営業の場合は、開店時刻及び閉店時刻それぞれの欄に同じ時間（なるべく、「午前0時」）を記載し、特記事項欄に「24時間営業」と記載してください。

開店時刻	閉店時刻	特記事項
午前0時	午前0時	24時間営業

* 閉店時刻が日をまたぐ場合でも、「午前〇時」とし、「翌」を入れないでください。

* 特定日に限り時刻が変わる場合は、「午前9時（年間〇日に限り午前6時）」「午前9時（日曜日は午前6時）」などと（ ）内に併記してください。

* 未定の小売業者については、小売業者欄に「未定」と記載し、時刻を記載してください。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前0時～翌午前0時	24時間（一部は午前6時～午後10時まで）
駐車場②	午前9時30分～午後10時	

* 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。

* 駐車場ごとに最大限利用可能な時間帯を記載してください。ただし、当該大規模小売店舗の物販部分の来客以外の利用を想定する駐車場の場合（例えば、併設施設において駐車場が共有になっている場合や24時間営業の時間貸し駐車場の一部を借り上げる場合など）は、物販部分に係る来客のための利用時間帯を記載してください。

* 利用可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。（「翌」を入れる。）

* 利用可能な時間帯が24時間である場合は、時間帯の記載（なるべく「午前0時～翌午前0時」）に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。

* 駐車場の一部を夜間利用制限する場合などは、利用可能な時間帯の欄に「（一部は〇時～〇時まで）」とし、利用できない部分があることが分かるように記載してください。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No	出入口の数	位置
駐車場①	2か所	別添 図面4 建物配置図に記載のとおり
駐車場②	3か所	別添 図面4 建物配置図に記載のとおり
合計	5か所	

- * 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。
- * 位置の欄には、「図面番号 図面の名称 に記載のとおり」と記載してください。
- * 「入口」「出口」「出入口」の別は、この頁には記載しないでください。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前0時～翌午前0時	24時間
荷さばき施設②	午前6時～午後10時	

- * 荷さばき施設 No.の欄は、配置図に記載の荷さばき施設 No.を記載してください。
- * 荷さばき施設ごとに荷さばき作業を行うことができる時間帯（作業そのものが行われる時間ではなく、物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる）を記載してください。
- * 施設が複数ある場合には、それぞれごとに記載してください。
- * 荷さばき可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。（「翌」を入れる。）
- * 荷さばき可能な時間帯が24時間である場合は、時間帯の記載（なるべく「午前0時～翌午前0時」）に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。

別紙（小売業者一覧表）

番号		氏名（名称）	法人の場合代表者の役職名及び氏名	住所（所在地）	主として販売する物品の種類	店舗面積（㎡）	開店時刻	閉店時刻	特記事項
店 No	業者 No								
1	1	株式会社 ○○	代表取締役 ○○ ○○	千葉県中央区市場町 ○番地○	食料品	1,234	午前0時	午前0時	24時間営業
2	2	株式会社 ☆☆	代表取締役 ☆☆ ☆☆	千葉県柏市中央町 ○丁目○番○号	衣料品	200	午前10時	午後10時	
3	3	有限会社 ABC	代表取締役 AA BB	東京都中央区○○ △△番地□	衣料品	1,000	午前10時	午後10時	
4	(2)	株式会社 ☆☆	代表取締役 ☆☆ ☆☆	千葉県柏市中央町 ○丁目○番○号	雑貨	100	午前10時	午後10時	
5	4	未定			書籍	500	午前10時	午後10時	
小売業者数合計		4者（内、未定1者）			面積合計	3,034			

※小売業者の店舗面積の合計 3,034 ㎡+共通部分○○○㎡=届出面積○○○㎡

- * 共通部分の面積を表に明示していないなどの理由により小売業者の店舗面積の合計と立地法届出面積の合計が一致しない場合は、欄外にその状況を記載してください。
- * 小売業者数は、売場や店舗区画の数ではなく小売を行う事業者（個人や法人）の数です。売場や店舗区画の単位で一覧を作成する場合も、通し番号により小売業者数が分かるようにしてください。（記載例は、店 No と業者 No に分けた例。一つの小売業者が複数の区画で小売を行わない場合には、番号欄を分けなくてよい。）
- * 小売業者が複数の場合は、公告する際にこの欄の筆頭に記載された者を県報に登載します。筆頭の者については、「(株)」「(有)」「リ」や所在地の番号に「-」などと、省略した記載をしないでください。
- * 「氏名（名称）」欄は、店舗名ではなく小売業者の個人名または法人名を記載してください。
- * 小売業者が未定の場合でも、「主として販売する物品の種類」に予定する販売物品の種類を記載し、面積・開店時刻・閉店時刻を記載してください。
- * 24時間営業の場合は、開店時刻及び閉店時刻それぞれの欄に同じ時間（なるべく、「午前0時」）を記載し、特記事項欄に「24時間営業」と記載してください。

§ 6 変更（法6②）届出書の作成要領

様式第3（第7条関係）

*計画書に添付する際は、タイトルを「変更届出書（案）【計画書添付用】」としてください。

変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

*計画書に添付する際は、計画書の提出日を入れ、「年 月 日現在」としてしてください。

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

*計画書の設置者欄と同じ。37頁 計画書の留意事項を参照してください。

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ^{まるさんかくしかくてん} 〇△□店

所在地 A市B町CDE1番地1ほか

*計画書の名称及び所在地欄と同じ。
*37頁 計画書の留意事項を参照してください

2 変更しようとする事項

*この欄には、変更しようとする事項のみを記載してください。
*記載の順は、この記載例のとおりです。順を入れ替えないでください。
*項目名（項目のタイトル）は、変えないでください。

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 〇, 〇〇〇m²

(変更後) 〇, 〇〇〇m²

*小売業を行うための店舗の用に供される床面積を記載してください。店舗面積に含まれる部分、含まれない部分の別等、店舗面積の判断に当たっては8~12頁を参照してください。
*店舗面積の合計の小数点第一位を四捨五入。

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

*位置の欄には、図面番号、図面の名称及び図面に記載の施設Noを記載してください。
*変更後の位置変更の欄には、変更の有無を記載してください。
*施設がなくなった場合は、変更後の位置欄に「廃止」、位置変更欄に「有」としてしてください。

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐車場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐車場②	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐車場③	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

(変更後)

位置	位置変更	収容台数
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐車場①	有	〇〇〇台
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐車場②	無	〇〇〇台
廃止	有	—
合計		〇〇〇台

* 来客用の収容台数を記載してください。従業員用や業務用等は含みません。
 * 併設施設分の収容台数については、併設施設と共用の場合は含み、併設施設専用の場合は含みません。

② 駐輪場の位置及び収容台数

*①の留意事項と同じ。

(変更前)

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐輪場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐輪場②	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐輪場③	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

(変更後)

位置	位置変更	収容台数
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐輪場①	有	〇〇〇台
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐輪場②	無	〇〇〇台
廃止	有	—
合計		〇〇〇台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設①	〇〇. 〇m ²
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設②	〇〇. 〇m ²
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設③	〇〇. 〇m ²
合計	〇〇m ²

(変更後)

位置	位置変更	面積
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 荷さばき施設①	有	〇〇. 〇m ²
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 荷さばき施設②	無	〇〇. 〇m ²
廃止	有	—
合計		〇〇m ²

* 荷さばき施設ごとの面積は、小数点第二位を四捨五入。
 * 合計の面積は、小数点第一位を四捨五入。
 * 店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。屋内か屋外かは問わない。）について、荷さばき施設ごとに記載してください。

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量
別添 図面4 建物配置図 (変更前)：廃棄物保管施設①	〇〇〇.〇〇 ^m ³
別添 図面4 建物配置図 (変更前)：廃棄物保管施設②	〇〇〇.〇〇 ^m ³
別添 図面4 建物配置図 (変更前)：廃棄物保管施設③	〇〇〇.〇〇 ^m ³
合計	〇〇〇 ^m

(変更後)

位置	位置変更	容量
別添 図面5 建物配置図 (変更後)：廃棄物保管施設①	有	〇〇〇.〇〇 ^m ³
別添 図面5 建物配置図 (変更後)：廃棄物保管施設②	無	〇〇〇.〇〇 ^m ³
廃止	有	—
合計		〇〇〇 ^m

*保管施設ごとの容量は、小数点第三位を四捨五入。
 *合計の容量は、小数点第一位を四捨五入。
 *店舗から排出される廃棄物等を敷地外に搬出するまでの間、保管する場所として設定された施設等（屋内か屋外かを問わない。）について、保管施設ごとに記載してください。
 なお、容量については、施設全体の容量ではなく、実際に保管できる容量（保管できる面積×積むことのできる高さ）を記載してください。
 *店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等の保管部分が明確に区切られている場合、併設施設から排出される廃棄物等の保管部分は除いてください。

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前9時	午後10時	
千葉一郎	午前10時	午後10時	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前0時	午前0時	24時間営業
千葉一郎	午前10時	午後10時	変更なし

*次の①・②のいずれの店舗かを明らかにするため、小売業者が複数ある場合も「別紙（小売業者一覧表のとおり）」とはせず、この欄で開店時刻及び閉店時刻を記載してください。
 ①小売業者ごとに開店時刻と閉店時刻を届け出る店舗
 ②店舗全体として統一的な時間を届け出る店舗

*原則として大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載してください。ただし、大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を決め、管理しているような場合のみ、その統一的な時間を記載することができますので、その場合は小売業者名の欄を削除し、次の表によりその統一的な時間を記載してください。

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後10時

*24時間営業の場合は、開店時刻及び閉店時刻それぞれの欄に同じ時間（なるべく、「午前0時」）を記載し、特記事項欄に「24時間営業」と記載してください。

開店時刻	閉店時刻	特記事項
午前0時	午前0時	24時間営業

* 特定日に限り時刻が変わる場合は、「午前9時（年間〇日に限り午前6時）」「午前9時（日曜日は午前6時）」などと（ ）内に併記してください。
 * 閉店時刻が日をまたぐ場合でも、「午前〇時」とし、「翌」を入れないでください。
 * 未定の小売業者については、小売業者欄に「未定」と記載し、時刻を記載してください。

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前)

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前9時30分～午後10時30分	
駐車場②	午前9時30分～午後10時	

(変更後)

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前0時～翌午前0時	24時間（一部は午前6時～午後10時まで）
駐車場②	午前9時30分～午後10時	変更なし

* 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。
 * 駐車場ごとに最大限利用可能な時間帯を記載してください。ただし、当該大規模小売店舗の物販部分の来客以外の利用を想定する駐車場の場合（例えば、併設施設において駐車場が共有になっている場合や24時間営業の時間貸し駐車場の一部を借り上げる場合など）は、物販部分に係る来客のための利用時間帯を記載してください。
 * 利用可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。（「翌」を入れる。）
 * 利用可能な時間帯が24時間である場合は、時間帯の記載（なるべく「午前0時～翌午前0時」）に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。
 * 駐車場の一部を夜間利用制限する場合などは、利用可能な時間帯の欄に「一部は〇時～〇時まで」とし、利用できない部分があることが分かるように記載してください。

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前)

駐車場 No	出入口の数	位置
駐車場①	2か所	別添図面4 建物配置図（変更前）に記載のとおり
駐車場②	4か所	別添図面4 建物配置図（変更前）に記載のとおり
合計	6か所	

(変更後)

駐車場 No	出入口の数	位置	位置変更
駐車場①	2か所	別添図面5 建物配置図（変更後）に記載のとおり	有
駐車場②	3か所	別添図面5 建物配置図（変更後）に記載のとおり	有
合計	5か所		

* 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。
 * 位置欄には、「図面番号 図面の名称 に記載のとおり」と記載してください。
 * 「入口」「出口」「出入口」の別は、この頁には記載しないでください。
 * 変更後の位置変更欄には、変更の有無を記載してください。
 * 出入口がなくなった場合又は新たに設置された場合は、位置変更欄に「有」としてください。

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前6時～午後10時	
荷さばき施設②	午前6時～午後10時	

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前0時～翌午前0時	24時間
荷さばき施設②	午前6時～午後10時	変更なし

- * 荷さばき施設 No.の欄は、配置図に記載の荷さばき施設 No.を記載してください。
- * 荷さばき施設ごとに荷さばき作業を行うことができる時間帯(作業そのものが行われる時間ではなく、物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる)を記載してください。
- * 施設が複数ある場合には、それぞれごとに記載してください。
- * 荷さばき可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。(「翌」を入れる。)
- * 利用可能な時間帯が24時間である場合は、時間帯の記載(なるべく「午前0時～翌午前0時」)に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。

3 変更する年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- * 項目により変更年月日が異なる場合は、それぞれ記載してください。

<例> 2 (1) の変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 2 (2) ①の変更 平成△△年△△月△△日
 ②の変更 平成◇◇年◇◇月◇◇日

- * 計画書に添付する届出書(案)の段階では、提出段階で想定される日としてください。
(<例>平成〇〇年〇〇月(予定)などの記載も可。)

- * 正式に届出する段階では、以下のとおり記載してください。

→法5条1項4号及び5号の変更は、届出日から8か月後の日の翌日以降の日付を記載してください。ただし、位置の変更で軽微変更の協議を行う場合は、軽微変更の承認見込み日以降の日を記載していただいても結構です。

→施設の運営方法に係る変更のうち、夜間営業等に係る変更は、説明会開催後に変更するよう、ご配慮ください。

4 変更する理由

- * 簡潔に記載してください。

別紙（小売業者一覧表）

店 No	業者 No	氏名（名称）	法人の場合代表者 の役職名及び氏名	住所（所在地）	主として販売 する物品の種類	店舗 面積 （㎡）	開店時刻		閉店時刻		特記 事項
							変更前	変更後	変更前	変更後	
1	1	株式会社 〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	千葉県中央区市場町 〇番地〇	食料品	1,234	午前9時	午前9時	午前0時	午前0時	24時間営業
2	2	株式会社 ☆☆	代表取締役 ☆☆ ☆☆	千葉県柏市中央町 〇丁目〇番〇号	衣料品	1,000	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
3	3	有限会社 ABC	代表取締役 AA BB	東京都中央区〇〇 △△番地□	書籍	500	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
4	(2)	株式会社 ☆☆	代表取締役 ☆☆ ☆☆	千葉県柏市中央町 〇丁目〇番〇号	衣料品	200	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
5	4	未定			雑貨	100	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
小売業者 数合計	4者(内、 未定1者)				面積合計	3,034					

※小売業者の店舗面積の合計 3,034 ㎡+共通部分〇〇〇㎡=届出面積〇〇〇㎡

- * 共通部分の面積を表に明示していない・届出不要の増床を行ったなどの理由により小売業者の店舗面積の合計と立地法届出面積の合計が一致しない場合は、欄外にその状況を記載してください。
- * 小売業者数は、売場や店舗区画の数ではなく小売を行う事業者（個人や法人）の数です。売場や店舗区画の単位で一覧を作成する場合も、通し番号により小売業者数が分かるようにしてください。（記載例は、店 No と業者 No に分けた例。一つの小売業者が複数の区画で小売を行わない場合には、番号欄を分けなくてよい。）
- * 「氏名（名称）」欄は、店舗名ではなく小売業者の個人名または法人名を記載してください。
- * 同一小売業者で売場が複数ある場合で、行を書き分ける場合は、番号を共通にして枝番を付して分けてください。
- * 小売業者が未定の場合でも、予定する販売物品の種類を記載してください。
- * 24時間営業の場合は、開店時刻及び閉店時刻それぞれの欄に同じ時間（なるべく、「午前0時」）を記載し、特記事項欄に「24時間営業」と記載してください。

§ 7 既存店変更（法附5①）届出書の作成要領

様式第8（第20条関係）

* 計画書に添付する際は、タイトルを「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（案）【計画書添付用】」としてください。

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

* 計画書に添付する際は、計画書の提出日を入れ、「 年 月 日現在」としてください。

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

* 計画書の設置者欄と同じ。
* 37 頁 計画書の留意事項を参照してください。

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ^{まるさんかくしかくてん} 〇△□店 (参考: 旧名称 ☆☆☆店)

所在地 A市B町CDE1番1ほか

* 計画書の名称及び所在地欄と同じ。
* 37 頁 計画書の留意事項を参照してください。

2 変更しようとする事項

* この欄には、変更しようとする事項のみを記載してください。
* 記載の順は、この記載例のとおりです。順を入れ替えないでください。

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 〇, 〇〇〇㎡

(変更後) 〇, 〇〇〇㎡

* 小売業を行うための店舗の用に供される床面積を記載してください。店舗面積に含まれる部分、含まれない部分の別等、店舗面積の判断に当たっては8頁～12頁を参照してください。
* 店舗面積の合計の小数点第一位を四捨五入。

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

* 位置の欄には、図面番号、図面の名称及び図面に記載の施設Noを記載してください。
* 変更後の位置変更欄には、変更の有無を記載してください。
* 施設がなくなった場合は、変更後の位置欄に「廃止」、位置変更欄に「有」としてください。

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐車場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐車場②	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐車場③	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

(変更後)

位置	位置変更	収容台数
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐車場①	有	〇〇〇台
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐車場②	無	〇〇〇台
廃止	有	—
合計		〇〇〇台

* 来客用の収容台数を記載してください。従業員用や業務用等は含みません。

* 併設施設分の収容台数については、併設施設と共用の場合は含み、併設施設専用の場合は含みません。

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

*①の留意事項と同じ。

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐輪場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐輪場②	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 駐輪場③	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

(変更後)

位置	位置変更	収容台数
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐輪場①	有	〇〇〇台
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 駐輪場②	無	〇〇〇台
廃止	有	—
合計		〇〇〇台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設①	〇〇. 〇m ²
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設②	〇〇. 〇m ²
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設③	〇〇. 〇m ²
合計	〇〇m ²

(変更後)

位置	位置変更	面積
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 荷さばき施設①	有	〇〇. 〇m ²
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 荷さばき施設②	無	〇〇. 〇m ²
廃止	有	—
合計		〇〇m ²

- * 荷さばき施設ごとの面積は、小数点第二位を四捨五入。
- * 合計の面積は、小数点第一位を四捨五入。
- * 店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。屋内か屋外かは問わない。）について、荷さばき施設ごとに記載してください。

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 廃棄物保管施設①	〇〇〇. 〇〇m ³
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 廃棄物保管施設②	〇〇〇. 〇〇m ³
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 廃棄物保管施設③	〇〇〇. 〇〇m ³
合計	〇〇〇m ³

(変更後)

位置	位置変更	容量
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 廃棄物保管施設①	有	〇〇〇. 〇〇m ³
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 廃棄物保管施設②	無	〇〇〇. 〇〇m ³
廃止	有	—
合計		〇〇〇m ³

- * 保管施設ごとの容量は、小数点第三位を四捨五入。
- * 合計の容量は、小数点第一位を四捨五入。
- * 店舗から排出される廃棄物等を敷地外に搬出するまでの間、保管する場所として設定された施設等（屋内か屋外かを問わない。）について、保管施設ごとに記載してください。
なお、容量については、施設全体の容量ではなく、実際に保管できる容量（保管できる面積×積むことのできる高さ）を記載してください。
- * 店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等の保管部分が明確に区切られている場合、併設施設から排出される廃棄物等の保管部分は除いてください。

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前9時	午後10時	
千葉一郎	午前10時	午後10時	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前0時	午前0時	24時間営業
千葉一郎	午前10時	午後10時	変更なし

- * 次の①・②のいずれの店舗かを明らかにするため、小売業者が複数ある場合も「別紙（小売業者一覧表のとおり）」とはせず、この欄で開店時刻及び閉店時刻を記載してください。
 - ①小売業者ごとに開店時刻と閉店時刻を届け出る店舗
 - ②店舗全体として統一的な時間を届け出る店舗
- * 原則として大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載してください。ただし、大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を決め、管理しているような場合のみ、その統一的な時間を記載することができますので、その場合は小売業者名の欄を削除し、次の表によりその統一的な時間を記載してください。

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後10時

- * 24時間営業の場合は、開店時刻及び閉店時刻それぞれの欄に同じ時間（なるべく、「午前0時」）を記載し、特記事項欄に「24時間営業」と記載してください。

開店時刻	閉店時刻	特記事項
午前0時	午前0時	24時間営業

- * 特定日に限り時刻が変わる場合は、「午前9時（年間〇日に限り午前6時）」「午前9時（日曜日は午前6時）」などと（ ）内に併記してください。
- * 未定の小売業者については、小売業者欄に「未定」と記載し、時刻を記載してください。

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前9時30分～午後10時30分	
駐車場②	午前9時30分～午後10時	

(変更後)

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前0時～翌午前0時	24時間（一部は午前6時～午後10時まで）
駐車場②	午前9時30分～午後10時	変更なし

- * 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。
- * 駐車場ごとに最大限利用可能な時間帯を記載してください。ただし、当該大規模小売店舗の物販部分の来客以外の利用を想定する駐車場の場合（例えば、併設施設において駐車場が共有になっている場合や24時間営業の時間貸し駐車場の一部を借り上げる場合など）は、物販部分に係る来客のための利用時間帯を記載してください。
- * 利用可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。（「翌」を入れる。）
- * 利用可能な時間帯が24時間である場合は、時間帯の記載（なるべく「午前0時～翌午前0時」）に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。
- * 駐車場の一部を夜間利用制限する場合などは、利用可能な時間帯の欄に「一部は〇時～〇時まで」とし、利用できない部分があることが分かるように記載してください。

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No	出入口の数	位置
駐車場①	2 箇所	別添図面 4 建物配置図 (変更前) に記載のとおり
駐車場②	4 箇所	別添図面 4 建物配置図 (変更前) に記載のとおり
合計	6 箇所	

(変更後)

駐車場 No	出入口の数	位置	位置変更
駐車場①	2 箇所	別添図面 5 建物配置図 (変更後) に記載のとおり	有
駐車場②	3 箇所	別添図面 5 建物配置図 (変更後) に記載のとおり	有
合計	5 箇所		

- * 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。
- * 位置欄には、「図面番号 図面の名称 に記載のとおり」と記載してください。
- * 「入口」「出口」「出入口」の別は、この頁には記載しないでください。
- * 変更後の位置変更欄には、変更の有無を記載してください。
- * 出入口がなくなった場合又は新たに設置された場合は、位置変更欄に「有」としてください。

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前 6 時～午後 1 0 時	
荷さばき施設②	午前 6 時～午後 1 0 時	

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前 0 時～翌午前 0 時	2 4 時間
荷さばき施設②	午前 6 時～午後 1 0 時	変更なし

- * 荷さばき施設 No.の欄は、配置図に記載の荷さばき施設 No.を記載してください。
- * 荷さばき施設ごとに荷さばき作業を行うことができる時間帯(作業そのものが行われる時間ではなく、物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる)を記載してください。
- * 施設が複数ある場合には、それぞれごとに記載してください。
- * 荷さばき可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。(「翌」を入れる。)
- * 利用可能な時間帯が 2 4 時間である場合は、時間帯の記載(なるべく「午前 0 時～翌午前 0 時」)に加え、特記事項欄に「2 4 時間」と記載してください。

3 変更する年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- * 項目により変更年月日が異なる場合は、それぞれ記載してください。

<例> 2 (1) の変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 2 (2) ①の変更 平成△△年△△月△△日
 ②の変更 平成◇◇年◇◇月◇◇日

- * 計画書に添付する届出書（案）の段階では、提出段階で想定される日としてください。
（＜例＞平成〇〇年〇〇月（予定）などの記載も可。）
- * 正式に届出する段階では、以下のとおり記載してください。
→法5条1項4号及び5号の変更は、届出日から8か月後の日の翌日以降の日付を記載してください。ただし、位置の変更で軽微変更の協議を行う場合は、軽微変更の承認見込み日以降の日を記載しても可。
→施設の運営方法に係る変更のうち、夜間営業等に係る変更は、説明会開催後に変更するよう、ご配慮ください。

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

- * 以下に掲げる事項のうち、上記2の変更に係るもの以外の事項について、記載してください。
- * 記載の順は、この記載例のとおりです。順を入れ替えないでください。

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名（名称） 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

- * 郵便番号の記載は、不要です。
「(株)」「(有)」「〃」や所在地の番号に「-」などと、省略した記載をしないでください。
- * 小売業者が複数ある場合は、「別紙（小売業者一覧表のとおり）」とし、別紙一覧表に全ての小売業者を記載してください。
- * 未定の部分がある場合は、小売業者名の欄を「未定」とし、小売業者が決定した場合は、すみやかに変更届出（法6①）を行ってください。

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇㎡

- * 小売業を行うための店舗の用に供される床面積を記載してください。店舗面積に含まれる部分、含まれない部分の別等、店舗面積の判断に当たっては8頁～12頁を参照してください。
- * 店舗面積の合計の小数点第一位を四捨五入。

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- * 位置の欄には、図面番号、図面の名称及び図面に記載の施設Noを記載してください。

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図:駐車場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図:駐車場②	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

- * 来客用の収容台数を記載してください。従業員用や業務用等は含みません。
- * 併設施設分の収容台数については、併設施設と共用の場合は含み、併設施設専用の場合は含みません。

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面4 建物配置図:駐輪場①	〇〇〇台
別添 図面4 建物配置図:駐輪場②	〇〇〇台
合計	〇〇〇台

- * ①の留意事項と同じ。

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
別添 図面4 建物配置図・荷さばき施設①	〇〇. 〇㎡
別添 図面4 建物配置図・荷さばき施設②	〇〇. 〇㎡
合計	〇〇㎡

- * 荷さばき施設ごとの面積は、小数点第二位を四捨五入。
- * 合計の面積は、小数点第一位を四捨五入。
- * 店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。屋内か屋外かは問わない。）について、荷さばき施設ごとに記載してください。

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
別添 図面4 建物配置図・廃棄物保管施設①	〇〇〇. 〇〇㎡ ³
別添 図面4 建物配置図・廃棄物保管施設②	〇〇〇. 〇〇㎡ ³
合計	〇〇〇㎡ ³

- * 保管施設ごとの容量は、小数点第三位を四捨五入。
- * 合計の容量は、小数点第一位を四捨五入。
- * 店舗から排出される廃棄物等を敷地外に搬出するまでの間、保管する場所として設定された施設等（屋内か屋外かを問わない。）について、保管施設ごとに記載してください。
なお、容量については、施設全体の容量ではなく、実際に保管できる容量（保管できる面積×積むことのできる高さ）を記載してください。
- * 店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等の保管部分が明確に区切られている場合、併設施設から排出される廃棄物等の保管部分は除いてください。

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前9時	午前9時	24時間営業
有限会社△△	午前9時30分	午後11時30分	
千葉一郎	午前10時	午後10時	

- * 次の①・②のいずれの店舗かを明らかにするため、小売業者が複数ある場合も「別紙（小売業者一覧表のとおり）」とはせず、この欄で開店時刻及び閉店時刻を記載してください。
①小売業者ごとに開店時刻と閉店時刻を届け出る店舗
②店舗全体として統一的な時間を届け出る店舗
- * 原則として大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載してください。ただし、大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を決め、管理しているような場合のみ、その統一的な時間を記載することができますので、その場合は小売業者名の欄を削除し、次の表によりその統一的な時間を記載してください。

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後10時

- * 24時間営業の場合は、開店時刻及び閉店時刻それぞれの欄に同じ時間（なるべく、「午前0時」）を記載し、特記事項欄に「24時間営業」と記載してください。

開店時刻	閉店時刻	特記事項
午前0時	午前0時	24時間営業

- * 特定日に限り時刻が変わる場合は、「午前9時（年間〇日に限り午前6時）」「午前9時（日曜日は午前6時）」などと（ ）内に併記してください。
- * 未定の小売業者については、小売業者欄に「未定」と記載し、時刻を記載してください。

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前0時～翌午前0時	24時間
駐車場②	午前9時30分～午後10時	

* 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。
 * 駐車場ごとに最大限利用可能な時間帯を記載してください。ただし、当該大規模小売店舗の物販部分の来客以外の利用を想定する駐車場の場合（例えば、併設施設において駐車場が共有になっている場合や24時間営業の時間貸し駐車場の一部を借り上げる場合など）は、物販部分に係る来客のための利用時間帯を記載してください。
 * 利用可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。
 * 利用可能な時間帯が24時間である場合は、時間帯の記載（なるべく「午前0時～翌午前0時」）に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。
 * 駐車場の一部を夜間利用制限する場合などは、利用可能な時間帯の欄に「(内、〇台分は〇時～〇時まで)」とし、利用できない部分があることが分かるように記載してください。

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No	出入口の数	位置
駐車場①	2か所	別添 図面4 建物配置図に記載のとおり
駐車場②	3か所	別添 図面4 建物配置図に記載のとおり
合計	5か所	

* 駐車場 No.の欄は、配置図に記載の駐車場 No.を記載してください。
 * 位置の欄には、「図面番号 図面の名称 に記載のとおり」と記載してください。
 * 「入口」「出口」「出入口」の別は、この頁には記載しないでください。

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前0時～翌午前0時	24時間
荷さばき施設②	午前6時～午後10時	

* 荷さばき施設 No.の欄は、配置図に記載の荷さばき施設 No.を記載してください。
 * 荷さばき施設ごとに荷さばき作業を行うことができる時間帯（作業そのものが行われる時間ではなく、物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる）を記載してください。
 * 施設が複数あり時間帯が異なる場合には、それぞれごとに記載してください。
 * 荷さばき可能な時間帯が日をまたぐ場合は、「午前〇時～翌午前〇時」としてください。
 * 利用可能な時間帯が24時間である場合は、時間帯の記載（なるべく「午前0時～翌午前0時」）に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。

別紙（小売業者一覧表）

店 No	業者 No	氏名（名称）	法人の場合代表者 の役職名及び氏名	住所（所在地）	主として販売 する物品の種類	店舗 面積 (㎡)	開店時刻		閉店時刻		特記 事項
							変更前	変更後	変更前	変更後	
1	1	株式会社 〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	千葉県中央区市場町 〇番地〇	食料品	1,234	午前9時	午前9時	午前0時	午前0時	24時間営業
2	2	株式会社 ☆☆	代表取締役 ☆☆ ☆☆	千葉県柏市中央町 〇丁目〇番〇号	衣料品	1,000	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
3	3	有限会社 ABC	代表取締役 AA BB	東京都中央区〇〇 △△番地□	書籍	500	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
4	(2)	株式会社 ☆☆	代表取締役 ☆☆ ☆☆	千葉県柏市中央町 〇丁目〇番〇号	衣料品	200	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
5	4	未定			雑貨	100	午前10時	午前9時	午後10時	午後11時	
小売業者 数合計	4者(内、 未定1者)				面積合計	3,034					

※小売業者の店舗面積の合計 3,034 ㎡ + 共通部分〇〇〇㎡ = 届出面積〇〇〇㎡

- * 共通部分の面積を表に明示していないなどの理由により小売業者の店舗面積の合計と立地法届出面積の合計が一致しない場合は、欄外にその状況を記載してください。
- * 小売業者数は、売場や店舗区画の数ではなく小売を行う事業者（個人や法人）の数です。売場や店舗区画の単位で一覧を作成する場合も、通し番号により小売業者数が分かるようにしてください。（記載例は、店 No と業者 No に分けた例。一つの小売業者が複数の区画で小売を行わない場合には、番号欄を分けなくてよい。）
- * 「氏名（名称）」欄は、店舗名ではなく小売業者の個人名または法人名を記載してください。
- * 同一小売業者で売場が複数ある場合で、行を書き分ける場合は、番号を共通にして枝番を付して分けてください。
- * 小売業者が未定の場合でも、予定する販売物品の種類を記載してください。
- * 24時間営業の場合は、開店時刻及び閉店時刻それぞれの欄に同じ時間（なるべく、「午前0時」）を記載し、特記事項欄に「24時間営業」と記載してください。

§ 8 添付書類の作成要領

添付書類

【添付書類全般について】

<新設（法5①）届出>全ての項目について、記載してください。

<変更（法6②）届出>

* 必須記載事項は、1～3及び4（1）・（2）です。これらは変更の内容に関わらず記載。

* 必須記載事項以外は、今回の変更に関わるもの（変更事項でなくても、関連のある内容を含みます。）については記載し、今回の変更に関わらないものについては項目名を残して「変更ありません。」「今回の届出に伴う変更はありません。」等と記載。

* 変更がある内容については、「(変更前)」「(変更後)」に分けて記載してください。

* 1,000㎡超の増床及び建替えを伴う変更の場合は、これ以降の留意事項に関わらず、全ての項目を記載してください。

<既存店変更（法附5①）届出>

* 基本的には、全ての項目に記載してください。

* 記載が不要なのは、交通量調査が不要とされた場合の6（4）、（5）及び騒音予測が不要とされた場合の14、15のみです。

1 法人にあってはその登記事項証明書 <規則第4条第1項第1号>

別添のとおり

* 計画書に添付する届出書（案）の段階では、登記簿のコピーを添付してください。（法人の商号・所在地・代表者職氏名の分かるもの。届出書提出の際に添付する予定の登記簿のコピーが望ましいが、まだ用意がない場合は登記情報サービス（法務省）の印刷（照会番号なしも可）や古いものでも可。）

* 正式に届出する段階では、届出書正本に登記事項証明書正本一式（法人の代表者が記載されているもので、届出日から3か月以内に発行されたもの。登記情報サービス（法務省）の印刷は不可。）を添付し、副本にはコピーを添付してください。

* 設置者が個人のみの場合は、「別添のとおり」に替えて「設置者個人につき、添付なし。」と記載してください。県において住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。なお、これにより難しい場合は、本籍地を省略した住民票の写しを提出していただく場合があります。

2 主として販売する物品の種類 <規則第4条第1項第2号>

食料品・日用品

* 「食料品」「衣料品」等代表的な取扱品目を記載してください。

* 小売業者が2者以上ある場合は、「別紙（小売業者一覧表のとおり）」とし、別紙を添付。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

<規則第4条第1項第3号>

* 建物配置図 図4 建物配置図

* 各階平面図 図5 1階平面図

* 平面図は、変更（法6②）に限り、増床等店舗面積に変更がある場合以外は省略可。

4 建物計画の概要

(1) 敷地の概要

* 敷地の面積は、実測で可。計画書4（39頁）の合計とは、合致しないことがある。

① 敷地の面積 店舗敷地 ○○㎡ 隔地駐車場敷地 ○○㎡

② 法令に基づく用途等

都市計画区域	
用途地域	

* 39頁記載例 計画書5（1）に記載した場合は、同じ内容を記載してください。

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等

(単位：㎡)

区分	店舗面積	利用者層が異なる併設施設 a			利用者層が同一の併設施設 b	その他(共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション	〇〇			
塔屋							
2階							
1階							
合計							

(注) 四捨五入により、個々の数値の和と合計の欄が合致しない場合があります。

- * 併設施設 a…併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設(オフィス、マンション等)
- * 併設施設 b…併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設(飲食店、銀行ATM、クリーニング店、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等)
- * 併設施設 c…小売店舗以上の集客力を有する併設施設(小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合)。cがある場合は、上記表のb列の右に列を加えてください。

③ 利用者層が同一の併設施設(併設施設 b)の内訳

併設施設	小売店舗に 対する面積割合	営業時間	特記事項
飲食施設	㎡	午前0時～翌午前0時	24時間営業
ゲームセンター	㎡	午前10時～午後10時	
映画館	㎡	午前10時～翌午前0時	
合計	㎡	〇〇. 〇%	

- * 面積の合計欄は、(3) ②ウ b の合計欄と一致します。
- * 面積の算出に当たっては、当該併設施設の営業の用に直接供する部分を原則として、小売店舗の面積の考え方に準じて算出してください。一般に倉庫や調理場等は含まれません。
- * 面積は小数点以下第一位を四捨五入。* 面積割合は小数点以下第二位を四捨五入。
- * 面積割合 = 併設店舗面積の合計 / 届出店舗面積の合計
- * 営業時間の情報は、指針で求められている併設施設における防犯・非行防止に関連して必要な情報になりますので、可能な限り記載してください。
- * 営業時間が24時間である場合は、時間帯の記載(なるべく「午前0時～翌午前0時」)に加え、特記事項欄に「24時間」と記載してください。
- * 併設施設 b が無い場合は、表を削除し「該当なし」と記載してください。

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠<規則第4条第1項第4号>

【5(1)～(6)の記載の要否について】

- <新設(法5①)届出・既存店変更(法附5①)届出>必ず記載してください。
- <変更(法6②)の届出>記載が不要な変更は、駐輪場の位置及び収容台数の変更、荷さばき施設の位置及び面積の変更、廃棄物等保管施設の位置及び容量の変更、荷さばき可能時間帯の変更の場合はですので、(1)～(6)に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等記載してください。上記以外の変更及び上記の変更であっても建替えを伴う変更は、変更内容に関わらず記載。

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事項等	各項目算出のための計算式等
行政人口	人 ○年○月 住民基本台帳人口
地区の区分	商業地区・その他地区 用途地域:
S: 店舗面積	千㎡
A: 店舗面積当たり 日來客数原単位	人/千㎡

B：ピーク率	14.4%									
L：駅からの距離	m	駅名：								
C：自動車分担率	%									
D：平均乗車人員	人/台数									
E：平均駐車時間係数										
小売店舗の必要台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$								
X：併設施設の面積割合	%	併設施設面積/届出面積								
Y：併設施設の割合に応じた比率倍		<table border="1"> <tr> <th>併設施設の割合X</th> <th>指針値との比率式</th> </tr> <tr> <td>20～50%</td> <td>$0.010X + 0.80$</td> </tr> <tr> <td>50～80%</td> <td>$0.008X + 0.90$</td> </tr> <tr> <td>80%～</td> <td>$0.002X + 1.38$</td> </tr> </table>	併設施設の割合X	指針値との比率式	20～50%	$0.010X + 0.80$	50～80%	$0.008X + 0.90$	80%～	$0.002X + 1.38$
併設施設の割合X	指針値との比率式									
20～50%	$0.010X + 0.80$									
50～80%	$0.008X + 0.90$									
80%～	$0.002X + 1.38$									
併設施設を含めた必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E \times Y$								
届出台数	台									

- * 駐車場の収容台数の算定等に際しての店舗面積は、届出書4の店舗面積を用いてください。
- * 算出方法は、「指針」を参照してください。
- * 計算過程において、SからE及びX・Yは端数処理しないでください。必要駐車台数の最終結果のみ、小数点以下第一位を四捨五入。
- * 「L：駅からの距離」は、最寄り駅の改札から店舗敷地まで、直線の最短距離を記載してください。商業地区の場合は厳密な距離とし、その他地区の場合は概ねの距離で結構です。
- * 届出書4(3)④により算出した小売店舗に対する併設施設の面積割合が2割以下の場合は、上記表のXから下を削除してください。

(2) 市町村条例等に基づく附置義務

① 附置義務の有無 有 ・ 無

② 条例等名称：

③ 附置義務に基づく必要駐車台数： 台

④ 附置義務に基づく必要駐車台数の算出

* 所在する市町村に条例等はあるが、当該店舗は対象区域外の場合は、①を「無」とし、②に「(〇〇市△△条例の対象区域外)」と記載してください。

* 基準面積の考え方や算出式等を記載してください。

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出

* 新設で特別な事情が無い場合及び変更で届出台数 \geq 指針台数の場合は、①～③に替えて「該当なし」と記載。

< 変更(法6②)で届出台数を減少しないが、既に届出台数が指針を下回っている場合 >

* 下記①～③に替えて以下の例を参考に記載してください。

【例1：過去に特別な事情による必要駐車台数の算出を行った場合】

必要台数〇〇台(平成 年 月 日付け法6条2項届出済み)

【例2：過去に附則5条1項による指針を下回る台数の届出を行った場合】

平成 年 月 日付けの法附則5条1項の規定による届出の中で、現行の届出台数〇〇台で十分可能である旨、説明しています。

< 変更(法附5①)で届出台数を減少しないが、届出台数が指針の必要台数を下回る場合 >

* 可能な限り指針の必要台数を確保して下さるよう、お願いいたします。やむを得ず、指針の必要台数を下回る場合は、下記①～③に替えて以下の例を参考に記載してください。

【例】届出台数が指針の必要台数を下回りますが・・・(「現状の駐車台数で対応できており問題が発生していない根拠」、「住民から特段の苦情がないこと」、及び「万一駐車場が不足する場合の対応策」等を、詳しく、具体的に記載してください。

① 特別な事情の説明：

* 指針二1.(1)①の「特別な事情」の例を参照してください。

② 特別な事情による必要駐車台数 台

③ 算出根拠

＜新設の届出＞

*既存類似店(3店舗以上)のデータ等その根拠を明確に示してください。既存類似店の選定やデータの取得時点等については、経済産業省が示している指針二1.(1)①の解説を参考にしてください。なお、選定理由など事前に確認いたしますので、選定した店舗の実態調査前に、県経営支援課にご相談ください。

＜変更の届出＞

*営業している店舗が、利用実態調査に基づき届出台数を減少する場合は、当該店舗の利用実態調査結果を用いて必要台数を算出してください。算出方法は、県経営支援課にあらかじめご相談ください。

*上記以外の場合(例えば、居抜きで新たな小売業者が入店することに伴う届出のため、利用実態調査による算出ができない場合など)には、既存類似店(3店舗以上)のデータ等その根拠を明確に示してください。その場合の留意事項は、新設の届出と同じ。



＜変更(法6②・法附5①):営業時間を延長する場合＞

(4)として、以下の内容を記載し、次頁の(4)→(5)、(5)→(6)にしてください。

＜追記＞

(4) 営業時間の時間の延長による必要駐車台数への影響予測

＜例＞今回の開店時刻の繰上及びそれにとまなう駐車場利用可能時間帯の変更は、一部の専門業者様から仕事に向かう前に資材を購入したいというご要望をいただいたことに応えるものです。

以下の現状繁忙日における来客数(レジ通過人数)のデータから営業時間を延長する時間帯に来客数のピークは来ないことが予測されるため、今回の開店時刻の繰上に伴う駐車場必要台数の増加はないものと考えます。

延刻する時間帯に来客のピークが来ないことを示すデータの表

- *万一、延刻する時間帯に来客のピークが来ると予想される場合は、交通協議を行うとともに、記載方法についてもご相談ください。
- *それ以外の場合は、今回の延刻に伴い、当該店舗の必要駐車台数に影響を及ぼさないことを説明してください。
- *具体的には、繁忙日一日の内で、駐車在庫台数がピークとなる時間帯は、延刻する時間帯以外となることについて、データを用いて説明してください。
- *例えば、
 - ・レジ通過人数に基づく時間帯別来客割合
 - 又は
 - ・駐車場利用実態調査のデータ(説明ができれば、全営業時間帯でなくてもよい)などにより、延刻する時間帯に来客のピークが来ないことを示すデータの表を入れ、合理的に説明してください。

(4) 併設施設利用者のための駐車場の必要台数について

種類	内容	面積 (㎡)	当該小売店舗 駐車場と共用・ 別途の別	必要 駐車 台数	算出根拠	収容台数 (届出台数に 含むかどうか)
a	住宅	30,000	別途	150台	〇市〇〇条例の算出式 $500 \text{戸} \times 30\%$	175台 (含まない)
a	事務所	10,000	別途	67台	〇市〇〇条例の算出式 $10,000 \text{㎡} \div 150$	80台 (含まない)
b	飲食店	2,000	共用	136台	指針ロ b の比率式 (1)の必要駐車台数× $0.01 \times 25 + 0.8$	136台 (含む)
b	映画館	4,000	共用	350台	既存類似施設実績 (下記の算出根拠のとおり)	350台 (含む)

※施設の種類 a:利用者層が異なる b:利用者層が同一 c:小売店舗以上の集客力を有する

*種類 a、b、c の内容については、65 頁 (3) ②の留意事項を参照してください。
*算出根拠については、指針二 1. (1) ①の併設施設を含めた必要台数の基本的考え方を参考に、記載し、既存施設実績に基づく場合などは、調査結果などの具体的な根拠を追記してください。

(5) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

No〇	駐車場種類	地下駐車場 (自走式)		
来客が 駐車 する 可能性 のある 駐車 区画	駐車区画 の数	普通車用	台	
		軽自動車用	台	
		身障者用	台	
		高齢者用	台	
		総収容台数 (内訳)	台 (内訳：届出台数〇台、従業員用〇台、業務用〇台)	
	駐車区画 の大きさ	普通車用	m × m =	㎡
		軽自動車用	m × m =	㎡
		身障者用	m × m =	㎡
		高齢者用	m × m =	㎡
	面積(駐車区画の大きさ×総収容台数)		㎡	
利用可能な出入口		合計 箇所 (入口①、出口②、出入口③)		
駐車料金の徴収の有無		有 ・ 無		
店舗専用・他の駐車場との共用の別		店舗専用・他用途と共用 (公共駐車場の一部)		
敷地内・隔地の別 (隔地の契約形態)		敷地内 ・ 隔地 ()		
来客用利用可能時間帯 (来客以外も含めた利用可能時間帯)		午前〇時～午後〇時 (併設施設の来客：午前〇時～午後〇時)		

- * 駐車場Noごとに作成し、表の左上に別添配置図上の駐車場Noを記載してください。
- * 駐車場の種類は、建物外平面駐車場（自走式）、建物内立体駐車場（自走式・機械式）、地下駐車場（自走式・機械式）などです。
- * 届出する駐車場を小売店舗の来客以外にも利用する場合で、来客用と来客用以外の駐車スペースを明確に区分しないで利用する場合は、「来客が駐車する可能性のある駐車区画の数」として、総収容台数を記載し、それぞれに確保する台数の内訳（＜例＞届出台数〇〇台、従業員用〇〇台 など）を記載してください。この場合、面積欄も来客が駐車する可能性のある駐車区画の面積（駐車区画の大きさ×総収容台数）となります。
- * 来客用と来客用以外の駐車スペースを明確に区分し、来客が駐車できないよう運用する駐車区画については、本表に記載しなくて結構ですが、図面上で来客以外の用途である旨、明示してください。
- * 「利用可能な出入口」欄には、この駐車場で利用できる出入口を全て記載してください。他の駐車場と重複して記載（例えば、駐車場①でも出入口①を記載し、駐車場②でも出入口①を記載するなど）しても結構です。
- * 隔地駐車場については契約形態を記載してください。（自社所有・賃貸契約（専用・特約）など）
- * 夜間利用制限により届出台数を大幅に下回る駐車台数しか確保できない時間帯がある場合には、制限した時間帯に台数が充足する根拠を明確に示し、この表の欄外に記載してください。

(6) その他の駐車場

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収容台数
従業員駐車場	有・無	共用・別途	台
業務用駐車場	有・無	共用・別途	台
合 計			台

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項<規則第4条第1項第5号>

【6(1)～(3)の記載の要否について】

- <新設（法5①）届出・既存店変更（法附5①）届出>必ず記載してください。
- * 変更（法6②）は、27頁の中で交通協議が必要とされた場合（ただし、駐車場の減少、荷さばき施設の変更を除く）に記載し、それ以外の場合は（1）～（3）の項目名は残し、それぞれに「今回の届出に伴う変更はありません。」等記載してください。

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段：道路No		道路No1	道路名No2	道路名No3	
下段：道路名（通称）		県道〇号線（△街道）	国道〇号線	市道☆号・◇街道	
店舗からの方角		北側	東側	南側及び西側	
店舗駐車場の出入口 （有の場合、出入口No）		有（出入口①）	有・無	有・無	
搬出入車両が使う 出入口 （有の場合、出入口No）		有（出入口①、荷さ ばき出入口①）	有・無	有・無	
幅員	車道	6m			
	車線数	片側交互1車線			
	歩道	店舗側	0m		
		反対側	2m		
	路肩・中央分離帯他	1m			
合計		9m			

交通規制	駐車禁止		
安全施設	ガードレール (反対側)		
信号交差点の数 (右折帯設置の交差点の数)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の有無	有・無	有・無	有・無
通学路 の有無	店舗側	有・無	有・無
	反対側	有・無	有・無
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無
バス停の有無	有・無	有・無	有・無
拡幅予定など	敷地後退により、店舗側歩道が0m→2mになる。	右折レーン設置により、道路幅員が8m→10.5mになる。	

- *敷地 (隔地駐車場敷地を含む。) に接している、車が通れる全ての道路について、記載してください。自転車道・歩行者専用道はこの表へは記載不要ですが、図面に明示してください。
- *当該敷地に接している区間のことについて、記載してください。例えば、「信号交差点の数 (右折帯設置の交差点の数)」は、例えば店舗敷地が道路No.1と道路No.2が交差する交差点に接している場合、同じ交差点を道路No.1と道路No.2それぞれで計上します。
- *通学路については、小学校のみならず、中学校についても指定がある場合は通学路の対象として有無を記載してください。

(2) 駐車場の入庫処理能力

出入口 No	1時間当たり 入庫処理能力	算出根拠	ピーク1時間に予想 される来客の自動車台数
駐車場入口①	台		台
駐車場出入口③	台		台

- *自走式で発券ブース等のない駐車場の場合は、表に替えて「自走式で発券ブース等のない駐車場です。」と記載してください。
- *1時間当たり入庫処理能力 = $60 \text{分} \div (\text{メーカーから提供される1台の当りの処理時間} + \text{乗客の乗降時間}) \times \text{発券ブース等の台数}$ (1つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合)
- *小数点以下第一位を四捨五入。

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口 No	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」の場合その理由・対策
				長さ	算出根拠	
別添配置図: 駐車場入口①	有・無	m	有・無	m		
別添配置図: 駐車場出入口③	有・無	m	有・無	m		

- *必要駐車待ちスペース = $(\text{当該入口の1分当りの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当りの入庫処理可能台数}) \times 6 \text{m}$ (平均車頭間隔)
- *発券ブースがない場合、入口 (敷地境界) から最も近い駐車区画までの距離を駐車待ちスペースとして記載してください。

(4) 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	
調査場所	
調査の委託先	
調査方法	
調査結果	別添交通処理計画報告書のとおり。

* 交通量調査の詳細は、その要否も含め 103～110 頁を参照してください。

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測 <規則第4条第1項第5号>

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	別添交通処理計画報告書のとおり。

* 交通量予測の詳細は、その要否も含め 103～110 頁を参照してください。

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法<規則第4条第1項第6号>

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

【7(1)の記載の要否について】

<新設(法5①)届出>必ず記載してください。

<変更(法6②)届出>

* 交通協議が必要でない変更や、交通協議をしたが交通量調査が不要で経路の協議をしていない場合(駐車場の減、荷さばき施設の変更、営業時間・荷さばき時間の変更など)については、この表の記載は不要ですので、この表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等、記載してください。

<既存店変更(法附5①)届出>

* 交通協議が必要でない変更や、交通協議をしたが交通量調査が不要で経路の協議をしていない場合(駐車場の減、荷さばき施設の変更など)については、以下のとおりお願いします。

- ▶ 「経路を示す図面」の欄：来退店経路図(周辺)のみでも可。広域は、なくても可。
- ▶ 「商圈設定の考え方」の欄：現状で商圈と考えている範囲を記載してください。
- ▶ 「経路設定の考え方・配慮」の欄：「今回の届出に伴う経路設定に係る交通協議は行っていません。」等と記載してください。
- ▶ 「入出庫の説明」の欄については、全ての出入口について記載。来店はどの方面からか、左折入庫か右折入庫か、退店はどの方面へか、左折出庫か右折出庫かが分かるように記載。
- ▶ 「商圈設定の考え方」、「経路設定の考え方・配慮」については、できるだけ記載。

経路を示す図面	「来退店経路図(広域)図〇」、「来退店経路図(周辺)図〇」
商圈設定の考え方	駅からほど近い中型のスーパーマーケットであるため、店舗から半径〇km以内を商圈として設定した。
経路設定の考え方 ・配慮	幹線道路～を基本として、設定した。生活道路を避けるとともに、左折入庫を前提とした。 迂回による混雑を避けるため、右折入庫を前提とし、入庫のための右折レーンを設けることとした。

入 出 庫 の 説 明	出入口①	(来店) A 方面及び B 方面からは、左折入庫 C 方面からは、右折入庫 (退店) C 方面へは、左折出庫
	入口②	(来店) (退店)
	出口③	(来店) (退店)

* 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について、道路管理・交通管理者等との交通対策協議の詳細は、108～110 頁を参照してください。

* 経路設定に当たって、配慮した事項等について、具体的に記載してください。

<例：具体的な記載事項>

- ・複数経路が設定可能な場合に、特定の道路を経路としなかった理由、経路とした理由、複数経路の設定の可否等検討経過
- ・生活道路や登下校ルート、狭隘な道路の通行の回避
- ・右折待ち渋滞の発生防止
- ・公共交通機関との連携
- ・その他混雑防止
- ・右折入出庫とした場合、そうせざるを得なかった理由 など

* 入出庫の説明については、全ての出入口について記載。来店はどの方面からか、左折入庫か右折入庫か、退店はどの方面へか、左折出庫か右折出庫かが分かるように記載。

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

【7(2)の記載の要否について】

<新設(法5①)届出>必ず記載してください。

<変更(法6②)届出>

* 交通協議を必要とする変更の場合は、記載してください。なお、交通協議のうち、通学路の安全策に係る協議のみの場合は、「交通整理員の配置」「通学路「有」の場合の安全策」以外の項目は、「今回の届出に伴う変更はありません。」等との記載も可。

* 交通協議がない変更の場合は「今回の届出に伴う変更はありません。」等と記載。

<既存店変更(法附5①)届出>

* 交通協議がない変更の場合も、できるだけ記載してください。

* 特に、「学校協議を必要とする変更」でない場合で、通学路に来客車両出入口、荷さばき車両の出入口がある場合は、安全策をできるだけ記載してください。

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (敷地内、周辺)	設置場所、内容等を記載。周辺については、分かる範囲で記載。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知	方法、内容等を記載
交通整理員の配置	①配置場所： ②人 数： ③配置日時等： 繁忙期と通常期に分けて記載してください。
周辺道路に 通学路「有」 の場合の 安全策	来客車両に係る 安全策 <例>朝の通学時間帯には、交通整理員を配置する。 <例>自動車の出入口付近に「通学路あり、注意」の看板を設置する。

	荷さばき車両に係る安全策	<p><例>朝の通学時間帯には、交通整理員を配置する。</p> <p><例>通学路の指定のある道路には、荷さばき車両の出入口を設けない。</p>
通学路「無」の場合は、その旨記載してください。		<p><例>朝の通学時間帯の搬出入を避けた計画とする。</p> <p><例>搬出入業者に、通学路であることを周知し、注意するよう指導する。</p>
右折入出庫「有」の場合の解析結果、具体的安全対策等	右折入出庫「無」の場合は、その旨記載してください。	<p>①右折入出庫「有」とした理由</p> <p>狭隘な道を経路設定することを避けるため、出入口①については右折入出庫とした。なお、解析の結果、遅れなしとなっており、前面道路への滞留は生じないと予測している。</p>
		<p>②右折入出庫の安全策</p> <p>出入口に交通整理員を常時配置し、安全確保に努める。</p>
その他交通への支障を回避するための方策	<p>敷地セットバックによる右折レーンの設置</p> <p>敷地セットバックによる歩道の設置</p> <p>設定経路以外の生活道路に車両等が進入しないための野立看板を設置</p>	

具体的には未定の項目も、取組方針等を上記欄に記載してください。

8 駐輪場の計画

【8(1)～(7)の記載の要否について】

<新設(法5①)届出・既存店変更(法附5①)届出>必ず記載してください。

<変更(法6②)届出>駐輪場の変更がある場合及び駐輪場に変更がなくても1,000㎡以上の増床・建替えを伴う変更の場合のみ記載してください。それ以外の場合は、(1)～(7)に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

(1) 駐輪場の収容台数

*届出収容台数： 台

(2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S：店舗面積	1, 2 3 4 m ²
必要駐輪台数算出式	S : 1, 2 3 4 m ² / 3 5 m ²
必要駐輪台数	3 5 台

(3) 市町村条例等に基づく附置義務

①附置義務の有無 有 ・ 無

*条例等はあるが、当該店舗は対象区域外の場合は、「無」とし、「(条例の対象区域外)」と記載。

②条例等名称：

③附置義務に基づく必要駐輪台数： 台

④附置義務に基づく必要駐輪台数の算出

*基準面積の考え方や算出式等を記載してください。

*条例の必要台数を下回る場合は、当該条例の所管部署との協議結果も記載。

(4) その他の事情による駐輪台数の算出

* 新設で特別な事情が無い場合及び変更で届出台数 \geq 指針台数の場合は、①・②に替えて「該当なし」と記載。

<変更(法6②)で届出台数を減少しないが、既に届出台数が指針等を下回っている場合>

* 上記①～③に替えて以下を参考に記載してください。

【例1：過去に特別な事情による必要駐輪台数の算出を行った場合】

必要台数〇〇台(平成 年 月 日付け6条2項届出済み)

【例2：過去に附則5条1項による指針を下回る台数の届出を行った場合】

平成 年 月 日付けの法附則5条1項の規定により届出の中で、現行の届出台数〇〇台で十分可能である旨、説明しています。

<既存店変更(法附5①)で届出台数を減少しないが、届出台数が指針等の必要台数を下回る場合>

* 可能な限り必要台数を確保して下さるよう、お願いいたします。やむを得ず、指針の必要台数を下回る場合は、上記①～③に替えて以下を参考に記載してください。

【例】届出台数が指針の必要台数を下回りますが・・・(「現状の駐輪台数で対応できており問題が発生していない根拠」、「住民から特段の苦情がないこと」、及び「万一駐輪場が不足する場合の対応策」等を、詳しく、具体的に記載してください。

① 必要駐輪台数 台

② 算出根拠

<新設の届出>

* (2)、(3)の必要台数に基づかない場合には、既存類似店(3店舗以上)のデータ等により、その算出根拠を示してください。既存類似店の選定理由など事前に確認いたしますので、選定した店舗の実態調査前に、県経営支援課にご相談ください。

<変更の届出>

* 営業している店舗が、利用実態調査に基づき届出台数を減少する場合は、当該店舗の利用実態調査結果を用いて必要台数を算出してください。算出方法は、県経営支援課にあらかじめご相談ください。

* 上記以外の場合(例えば、居抜きで新たな小売業者が入店することに伴う届出のため、利用実態調査による算出ができない場合など)には、既存類似店(3店舗以上)のデータ等その根拠を明確に示してください。その場合の留意事項は、新設の届出と同じ。

(5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No	駐輪場 構造	届出収容台数			面積	駐輪区画の大きさ/1台		料金徴収 の有無
		自転車	原付	合計		自転車	原付	
No〇		台	台	台	m ²	m × m	m × m	有・無
No〇		台	台	台	m ²	m × m	m × m	有・無
合計		台	台	台	m ²	m × m	m × m	有・無

* 構造・・・平面式、立体式、機械式等

* 面積=駐輪区画の大きさ×台数

(参考) 自動二輪車用駐車場

駐車場 No	駐車場構造	収容台数	面積	駐輪区画の大きさ/1台	料金徴収 の有無
No〇		台	m ²	m × m	有・無

(6) 駐輪場の管理体制

整理員等の配置		配置場所： 配置時間： 人 数：
管理体制	営業時間内	
	営業時間外、深夜等	

(7) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場付近に案内看板を設置し、区画への路面表示を行う。

*看板の掲示等、表示方法を具体的に記載

9 荷さばき施設の計画

【9(1)～(4)の記載の要否について】

<新設(法5①)届出・既存店変更(法附5①)届出>必ず記載してください。

<変更(法6②)届出>荷さばき施設に係る変更がある場合及び荷さばき施設に変更がなくても1,000㎡以上の増床・建替えを伴う変更の場合のみ記載し、それ以外の場合は、(1)～(4)に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき 施設 No.	届出 面積	想定する車両 (想定する車両の大きさ)	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無 (待機可能台数)	届出面積に 含むか
No1	123.4㎡	4t	2台	無	—
No2	234.5㎡	10t、4t	2台	有(1台分)	含まない
合計	358㎡	—	—	—	—

*「届出面積」は、次の①～③の合計面積

①荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域。

②搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。

③荷さばき待ちの車両が待機するための場所として設定された専用の区域がある場合、当該区域が上記区域と一体的に運用されている場合には、これを含む。

*各施設の届出面積は、小数点第一位まで。合計欄は、各施設の合計を四捨五入して整数。

(2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設 No.	搬出入車両の出入口の数(専用・兼用の別)	出入口 No
No1	専用1か所	搬出入専用①
No2	来客兼用2か所	入口①、出口②

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばきを行うことができる時間帯
No1	午前6時から午後10時まで
No2	午前6時から午後8時まで

(4) 搬出入車両の安全策

荷さばき施設 No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
No 1	朝の通学時間帯は搬出入を避ける。 通学路の安全確保のため、常時交通整理員を配置する。	店舗前面の荷さばき施設であり、営業時間内は使わない。
No 2	搬出入業者に通学路につき特に安全に配慮するよう周知する。	来客車両と交錯する箇所では、従業員が交通整理を行う。

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

<規則第4条第1項第7号>

【10の記載の要否について】

<新設(法5①)届出・既存店変更(法附5①)届出>必ず記載してください。

<変更(法6②)届出>荷さばき施設に係る変更がある場合及び荷さばき施設に変更がなくても1,000㎡以上の増床・建替えを伴う変更の場合のみ記載し、それ以外の場合は、表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

【荷さばき施設No 1】

時間帯	搬出入車両			廃棄物 車両…b	総合計 a+b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	2t車	4t車	計…a			
6時～7時	1台	2台	3台	1台	4台	75分
7時～8時						
8時～9時						
...						
合計	○台	○台	○台	○台	○台	
1台当たりの 平均的処理時間	15分	20分	—	20分	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

・同時作業可能台数：○台…A

・1時間当たり延べ処理可能時間：○○分(60分×A)…B

・ピーク時処理時間：○時～○時 延べ○○分…C

B(1時間当たり処理可能時間) > C(ピーク時処理時間)であり、ピーク時でも対応可能な計画としている。

*予測される最大の数を記載してください。

*廃棄物車両が荷さばき施設を利用する場合は、ピーク時処理時間Cに廃棄物車両の処理時間を入れてください。

【荷さばき施設No 2】

No1と同様の表を記載。

【1日当たり搬出入車両台数】

荷さばき施設 No	搬出入車両			廃棄物 車両…B	総合計 A+B
	2t車	4t車	計…A		
荷さばき施設1	10台	5台	15台	2台	17台
荷さばき施設2	20台	10台	30台	4台	34台
合計	30台	15台	45台	6台	51台

- *荷さばき施設が複数ある場合は、施設ごとに作成し、最後に【1日当たり搬出入車両台数】として、各荷さばき施設の合計台数を書いてください。
- *廃棄物車両については、廃棄物車両が荷さばき施設を利用する場合のみ記載してください。

1.1 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

＜規則第4条第1項第8号＞

【1.1の記載の要否について】

- ＜新設（法5①）届出・既存店変更（法附5①）届出＞必ず記載してください。
- ＜変更（法6②）の届出＞28頁の協議により、騒音の予測評価が必要とされた場合のみ記載し、それ以外の場合は表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

遮音壁等	高さ	厚さ	材質・構造	位置
No 1	m	m		図○参照
No 2	m	m		図○参照
その他、一般的騒音減策	緑地帯の設置			図○参照

- *遮音壁等の位置は、図面に記載してください。
- *遮音壁等を設置しない場合は、「該当なし」と記載してください。
- *その他の一般的騒音減策については、該当ある場合のみ記載し、該当がない場合は「該当なし」と記載してください。なお、緑地帯の設置については、防音効果がある場合のみ記載してください。

1.2 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

【1.2（1）～（4）の記載の要否について】

- ＜新設（法5①）届出・既存店変更（法附5①）届出＞必ず記載してください。
- ＜変更（法6②）届出＞28頁の協議により、騒音の予測評価が必要とされた場合のみ記載し、それ以外の場合は（1）～（4）に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

（1）駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場構造	届出台数 (総収容台数)	利用時間 帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
	台 (台)	〇〇時 ～〇〇時	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理 ・立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策 ・床や排水蓋等による段差をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の利用時間帯の制限 ・駐車場の出入口、駐車区画の利用制限 ・誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施 ・アイドリングストップ、不要なクラクションの禁止、静かなドアの開閉等の表示板等による来客者への呼びかけ

*駐車場の構造の記載例

①平面平置駐車場 ②立体駐車場（3階）

- *収容台数には、届出台数を記載してください。また、総収容台数を括弧書きで記載してください。
- *利用時間帯には、届出した時間帯を記載してください。
- *駐車場の利用時間帯の制限、駐車場の出入口・駐車区画の利用制限をする場合は、図面上に制限区域及び制限時間を明示して下さい。

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮 ・荷さばき施設の屋内化 ・作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用又は内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音
荷さばき作業の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき作業時間の特定 ・荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底 ・低騒音型の荷さばき機器の導入 ・作業人員への騒音防止意識の徹底

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
	〇〇時 ～〇〇時		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ ・深夜・早朝における作業回避等回収時間帯の制限

* 廃棄物回収場所の構造の記載例

①屋内（1階） ②屋外（2階） ③地下

* 施設面の騒音対策の記載例

①廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策

②廃棄物の収集場所の配置等の施設の配置・構造面での配慮事項を記載してください

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

* BGM等の使用の有・無 有 ・ 無

(有の場合)

使用時間帯	拡声器の数	法又は条例対象の有無	拡声器の配置
〇〇時～〇〇時	個	有 ・ 無	<別添配置図>
具体的な騒音対策の内容			

* 具体的な騒音対策の内容には、音量の低減、拡声器等の配置場所の配慮等予定している騒音対策を記載してください。

13 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間

及び位置を示す図面

<規則第4条第1項第9号>

【13の記載の要否について】

<新設（法5①）届出・既存店変更（法附5①）届出>必ず記載してください。

<変更（法6②）届出>28頁の協議により、騒音の予測評価が必要とされた場合のみ記載し、それ以外の場合は表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

項目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷却塔	有・無		〇〇dB 以下	〇〇時 ～〇〇時		〇〇kw 以下
冷凍室外機	有・無					
空調室外機	有・無					

送風機	有・無					
給排気口	有・無					
キュービクル	有・無					
浄化槽	有・無					
(その他の機器)						

- * 各設備の位置は、騒音予測地点図に記載してください。
- * 上記の項目は一例です。店舗に設置される設備機器について記載してください。
- * 騒音対策としては、指針に示されている、
 ①冷却塔、室外機等からの騒音 ②給排気口等からの騒音
 等に伴う騒音についての対策を記載してください。

1 4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第10号>

<騒音予測の要否について>

- * 新設（法5①）届出の場合は、必ず予測してください。
- * 変更（法6②・法附5①）届出の場合は、28頁の騒音協議が必要とされた場合に騒音予測が必要となる可能性があります。騒音予測の要否については、県経営支援課にご確認ください。

<騒音予測が必要な場合>

- * 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に基づく予測地点の地域の類型及び基準値を記載してください。
- * 騒音予測地点を例えば、A地点、B地点、C地点、D地点として「騒音予測地点図」上に表示してください。
- * 予測式等を用いた計算は騒音予測資料に記載してください。
- * 予測に用いた騒音発生源（施設設備及び車両走行経路等）の位置と近隣の状況（住居等の立地状況）及び遮音壁等の位置を明示してください。
- * 騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の高さ及び位置がわかる図面を添付してください。
- * 大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましいとされています。

<騒音予測が不要な場合>

下記表等に替えて、調査しない理由を記載してください。

<例>今回の変更は〇〇であり、周辺環境へ与える影響は変化しない（減少する）と考えられるため、騒音の予測評価は省略します。

予測地点		昼間 (午前6時～午後10時)		夜間 午後10時～午前6時	
高さ	用途地域 (地域の類型)	環境基準(dB)	予測結果(dB)	環境基準(dB)	予測結果(dB)
A					
B					
C					
D					

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

例) 全ての予測地点で基準を満足している。

なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意をもって対応する。

- * 予測騒音レベルは小数点以下を四捨五入し、整数値で記入してください。
- * 各予測地点における騒音レベルが30dB未満の場合は、「<30」又は「30dB未満」と記入してください。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

＜規則第4条第1項第11号＞

＜騒音予測の要否について＞

- * 新設（法5①）届出の場合は、必ず予測してください。
- * 変更（法6②・法附5①）届出の場合は、28頁の騒音協議が必要とされた場合に騒音予測が必要となる可能性があります。騒音予測の要否については、県経営支援課にご確認ください。

＜騒音予測が必要な場合＞

- * 深夜営業その他の理由により夜間、騒音が発生する機器類がある場合のみ記載してください。（なお、該当なしの場合は、「該当なし」と記載してください。）
- * 騒音規制法における夜間の規制基準に基づく予測地点の区域の区分及び基準値を記載してください。
- * 騒音予測地点は、音源から最短の敷地境界地点とし、「騒音予測地点図」上に表示してください。（180頁 騒音発生予測地点・発生源位置図の記載要領を参照）
- * 車両出入口については敷地境界を音源の位置として設定してください。
- * 予測式等を用いた計算及び実測調査は騒音予測資料としてください。
- * 夜間には稼動しない設備等については、記入を省略してください。
- * 計画区域の敷地境界から50m以内に学校・病院等が立地する場合、又は特別地域に該当する場合は、備考欄にその状況を記載するとともに、騒音予測地点図にその範囲を図示してください。

＜騒音予測が不要な場合＞

下記表等に替えて、予測しない理由を記載してください。

＜例＞今回の変更は〇〇であり、周辺環境へ与える影響は変化しない（減少する）と考えられるため、騒音の予測評価は省略します。

	予測地点		規制基準(dB)	予測結果(dB)	備考欄
	高さ	用途地域 (区域の区分)			
a					
b					
c					
d					

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

例) 全ての予測地点で基準を満足している。

なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意をもって対応する。

* 夜間(午後10時～午前6時)において発生することが見込まれる騒音について記載ください

* 予測騒音レベルは小数点以下を四捨五入し、整数値で記入してください。

* 各予測地点における騒音レベルが30dB未満の場合は、「<30」又は「30dB未満」と記入してください。

◎ 保全対象側における騒音レベルの予測結果

夜間において発生する騒音ごとの予測結果において、自動車走行音が自社敷地境界で基準値を超過する場合は、保全対象側敷地境界における騒音レベル等について記載ください。

予測地点の位置関係等については、「227 頁 大規模小売店舗立地法に係る夜間の自動車騒音対策について」を参照ください。 単位: dB

音源		敷地境界地点			保全対象側地点				
音源名 (位置)	基準距離の 騒音レベル	地点名	騒音レベル	基準値	地点名	予測地点 までの距離	騒音レベル	基準値	現況夜間の 騒音レベル
来客車両走行騒音 (r1)									

<現況夜間の騒音レベル>

夜間の騒音レベル(等価騒音レベル)の実測を行った場合は、結果のまとめを記載するとともに調査結果報告書を騒音予測資料に添付してください。

既存の資料を利用する場合は、出典を明記してください。

◎ 夜間における冷凍機、室外機等(定常騒音)から発生する騒音レベルの予測結果

冷凍機、室外機等の設備機器による騒音発生源の設置位置によっては、複数の騒音の発生源をまとめて1つの騒音発生源とみなして予測することが可能であるため、周辺状況により(住居等の保全対象がある場合)、夜間において発生する騒音ごとの予測結果に加え、騒音の合成による予測をしていただく場合があります。 単位: dB

音源		敷地境界地点			保全対象側地点				
音源名 (位置)	基準距離の 騒音レベル	地点名	騒音レベル	基準値	地点名	予測地点 までの距離	騒音レベル	基準値	現況夜間の 騒音レベル
合成騒音									

◆ 騒音予測に関する図面 …107頁のとおり。

◆ 騒音予測資料…111～114 頁のとおり。

◆ 参考資料: 「大規模小売店舗立地法に係る夜間の自動車騒音対策について」 …227 頁

「騒音予測地点概念図」 …229 頁

「騒音規制法等の区域の区分等と用途地域の対応」 …230 頁

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」 …232 頁

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠<規則第4条第1項第12号>

【16(1)～(4)の記載の要否について】

<新設(法5①)届出・既存店変更(法附5①)届出>必ず記載してください。

<変更(法6②)届出>廃棄物等保管施設に係る変更がある場合及び廃棄物等保管施設に変更がなくても1,000㎡以上の増床・建替えを伴う変更の場合のみ記載し、それ以外の場合は、(1)～(4)に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。なお、営業時間を延長する場合は「今回の届出に伴う変更はありません。万一保管容量に不足が生じた場合は、運搬回数」を増やすなど、周辺的生活環境への影響が無いよう、適宜対策を講じてまいります。」等記載。

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	店舗面積：S		一日当たり廃棄物 排出量 A (指針原単位×S)	平均保管 日数 B	見かけ比重 (t/m ³) C	A×B÷C
紙製 廃棄物等	6千㎡以下	千㎡		日	0.10	m ³
	6千㎡超	千㎡				
			計			
金属製 廃棄物等	6千㎡以下	千㎡		日	0.10～ 0.15	m ³
	6千㎡超	千㎡				
			計			
ガラス製 廃棄物等	6千㎡以下	千㎡		日	0.10～ 0.30	m ³
	6千㎡超	千㎡				
			計			
プラスチック製 廃棄物等	6千㎡以下	千㎡		日	0.01～ 0.04	m ³
	6千㎡超	千㎡				
			計			
生ごみ等	6千㎡以下	千㎡		日	0.55	m ³
	6千㎡超	千㎡				
			計			
その他可燃物	千㎡			日	0.38	m ³
(端数処理：四捨五入)				合計		m ³

* 見かけ比重について、指針の数値によらない場合は、その理由を記載してください。

* 指針原単位 (店舗面積あたりの一日当たり廃棄物排出量)

紙製廃棄物等	: 段ボール等再資源化可能なものに限る。	6千㎡以下：0.208、6千㎡超：0.011
金属製廃棄物等	: アルミ製、スチール製の缶等を指す。	6千㎡以下：0.007、6千㎡超：0.003
ガラス製廃棄物等	: ガラス製の容器等を指す。	6千㎡以下：0.006、6千㎡超：0.002
プラスチック製廃棄物等	: 飲料容器、食料品のトレイ等を指す。	6千㎡以下：0.02、6千㎡超：0.003
生ごみ	: 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における食品廃棄物等を指す。	6千㎡以下：0.169、6千㎡超：0.02
その他可燃物	: 0.054	

(2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量

*新設で特別な事情が無い場合及び変更で届出容量≧指針台数の場合は、①・②に替えて「該当なし」と記載。

<変更(法6②)で届出容量を減少しないが、既に届出容量が指針を下回っている場合>

*上記①～③に替えて以下を参考に記載してください。

【例1：過去に特別な事情による排出量の予測を行った場合】

排出量の予測〇〇m³(平成 年 月 日付け6条2項届出済み)

【例2：過去に附則5条1項で指針の予測を下回る容量の届出を行った場合】

平成 年 月 日付けの法附則5条1項の規定により届出の中で、現行の届出容量〇〇m³で十分可能である旨、説明しています。

<変更(法附5①)で届出容量を減少しないが、届出容量が指針の予測を下回る場合>

*可能な限り指針・あるいは特別な事情による予測量の容量を確保して下さるよう、お願いいたします。やむを得ず指針の予測量を下回る場合は、上記①・②に替えて以下の内容を記載してください。

【例】届出容量が指針の予測量を下回りますが・・・(「現状の容量で対応できており問題が発生していない根拠」、「住民から特段の苦情がないこと」、及び「万一容量が不足する場合の対応策」等を、詳しく、具体的に記載してください。

①特別な事情の理由：

②排出量の予測の根拠：

*特別な事情がある場合のみ記載し、指針の数値を下回る保管容量の場合には、既存類似店(3店舗以上)のデータ等その算出根拠を示してください。

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

* 小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保

←いずれかに○、又はいずれかを記載。

<共用の場合>

施設	算出根拠	必要保管容量
飲食店舗		m ³
スポーツクラブ		m ³
合計	—	m ³

*小売店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等を同一の保管施設に保管する場合で、これら廃棄物等の保管部分が明確に区切られていない場合は「小売店舗と共用」とし、上記表に記載してください。

(4) 廃棄物等の保管場所の計画

*廃棄物保管庫が複数ある場合は、保管庫ごとにア～イを記載し、最後に全保管庫の総容量を記載してください。

*16(1)の表で排出量等の予測結果を説明する場合、保管庫内の区分については16(1)の廃棄物種別ごとに排出予測量をそれぞれ満たさなくても構いません。こちらの表には、実際に排出する見込みの廃棄物種別とそれに応じた保管容量を記載し、全体として予測の総量を上回る保管庫を確保してください。

【廃棄物保管施設①】

ア 廃棄物保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な容量(A×B)	保管可能な面積A	保管可能な高さB	廃棄物保管施設の位置
紙製廃棄物等	m ³	m ²	m	☑○
金属製廃棄物等	m ³	m ²	m	
ガラス製廃棄物等	m ³	m ²	m	
プラスチック製廃棄物等	m ³	m ²	m	
生ごみ等	m ³	m ²	m	

その他可燃物	m ³	m ²	m	
合計	m ³	m ²	m	
(参考) 廃棄物保管施設全体の面積 (C)	m ² (C ≥ A)			

*上記の廃棄物の種類は一例です。排出する廃棄物の区分に応じて記載してください。
*保管可能な容量・面積・高さとし、実際に廃棄物を置くことのできる面積、積むことのできる高さを記載。(施設内の設備や通路の部分など、保管できないスペースは含みません。)

イ リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能な面積A	保管可能な高さB	廃棄物保管施設と兼用・専用の別	リサイクル品保管施設の位置
紙製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	図○
金属製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	
ガラス製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	
プラスチック製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	
生ごみ等	m ³	m ²	m	兼用	
廃家電	m ³	m ²	m	専用	
合計	m ³	m ²	m		
(参考) リサイクル品保管施設全体の面積 (C)	m ² (C ≥ A)				

*上記の廃棄物の種類は一例です。排出する廃棄物の区分に応じて記載してください。
*実際に廃棄物と置くことのできる面積、積むことのできる高さを記載してください。
(施設内の設備や通路の部分など、廃棄物を保管できないスペースは含みません。)
*リサイクル品保管施設の全てがアと兼用の場合、上記表に替えて「紙製廃棄物等、金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等のリサイクル品保管施設は、廃棄物等保管庫と兼用します。」などと記載しても構いません。

廃棄物保管施設①の容量	10.05 m ³
-------------	----------------------

*アとイが兼用の場合は、ウ＝ア (イはアの内数)
*アとイがそれぞれ専用の場合は、ウ＝ア＋イ
*イの内、一部兼用、一部専用の場合は、ウ＝ア＋イの専用の容量

【廃棄物保管施設②】

ア 廃棄物保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能な面積A	保管可能な高さB	廃棄物保管施設の位置
紙製廃棄物等	m ³	m ²	m	図○
金属製廃棄物等	m ³	m ²	m	
ガラス製廃棄物等	m ³	m ²	m	
プラスチック製廃棄物等	m ³	m ²	m	
生ごみ等	m ³	m ²	m	
その他可燃物	m ³	m ²	m	
合計	m ³	m ²	m	
(参考) 廃棄物保管施設全体の面積 (C)	m ² (C ≥ A)			

イ リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能な面積A	保管可能な高さB	廃棄物保管施設と兼用・専用の別	リサイクル品保管施設の位置
紙製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	図○
金属製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	
ガラス製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	

プラスチック製廃棄物等	m ³	m ²	m	兼用	
生ごみ等	m ³	m ²	m	兼用	
廃家電	m ³	m ²	m	専用	
合計	m ³	m ²	m		
(参考) リサイクル品保管施設全体の面積 (C)			m ² (C ≥ A)		

ウ 廃棄物等保管施設の容量 (届出容量=保管可能な容量の合計)

廃棄物保管施設②の容量	20.05 m ³
-------------	----------------------

廃棄物保管施設の総容量 (①+②)	30 (30.10) m ³ ≥ 〇〇m ³ (指針の予測量合計)
-------------------	---

1.7 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

【1.7 (1)・(2) の記載の要否について】

<新設 (法5①) 届出・既存店変更 (法附5①) 届出>必ず記載してください。
 <変更 (法6②) 届出>廃棄物等保管施設に係る変更がある場合及び廃棄物等保管施設に変更がなくても 1,000 m²以上の増床・建替えを伴う変更の場合のみ記載し、それ以外の場合は、(1)・(2)に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。ただし、今回の届出に伴う変更があれば、その内容を記載してください。

*建物の棟ごとや小売店舗ごとに計画内容が違う場合は、分けて記載してください。

(1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

ア 法令への対応

①食品リサイクル法対応	・食品リサイクル率を〇〇%にする (前年度〇〇%) ・食品残渣、廃油は食品リサイクル業者へ処分委託する。
②容器包装リサイクル法対応	・瓶、缶、ペットボトル・食品トレイのリサイクルボックスを設置し、改修後は加工資材の原料とする。 ・商品のトレイ・包装材等は省資源・低環境負荷に配慮したものを使用する。
③家電リサイクル法対応	販売時に家電の廃棄方法を説明する。
④小型家電リサイクル法対応	認定事業者や市町村による回収ボックスの設置に協力する。
⑤資源有効利用促進法対応 (パソコン等)	該当なし

*各法令に基づく計画・予定を記載。

イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

①商品搬入時における取組	・ダンボール等の減量のため、通い箱やパレットの使用、ハンガー納品、梱包材の簡素化を行う。 ・減量化に協力的な事業者と契約し、納品・配送センターの合積み等、流通と一体で減量化を行う。
②営業活動における取組	・過剰包装を抑制するため、レジ袋有料化や簡易包装を行う。 ・計画的な入荷により廃棄商品を減らす。 ・ばら売り・裸売り・量り売りを増やして、容器包装を減らす。 ・詰め替え商品やリターナブル容器入り商品など、繰り返し使用できる商品を販売する。 ・各店舗に責任者を置いて、廃棄物の分別を徹底し、再利用を促す。

③地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋辞退率、環境対策等を企業の取組として店内やホームページで一アールする。 ・ポスターにより消費者にごみ減量化やリサイクルの推進を呼びかける。 ・ペットボトルや牛乳パック売場に、リサイクルボックスを設置していることを表示して、協力を促す。 ・詰め替え商品やリターナブル容器入り商品など、繰り返し使用できる商品、再生原料を使った商品を販売し、販売していることをPRする。
④その他取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社内の物品購入の際はグリーン購入法を考慮し、再生品を利用する。(事務用品、資材、建材等) ・社員やテナントに対して、分別・リサイクル徹底のための教育を行う。 ・〇〇市の「エコ・ショップ認定」を取得する。

ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	〇〇し、〇〇に再生	株〇〇
金属製廃棄物等	100%	〇〇し、〇〇に再生	株△△
ガラス製廃棄物等	100%	〇〇し、〇〇に再生	株◇◇
プラスチック製廃棄物等	100%	敷地内で圧縮機により圧縮後、ペットボトルを業者に委託し、ユニフォームや卵パック等に再生	株□□
生ごみ等	85%	業者に委託し、魚のアラは資肥料に、廃油は石鹼等に再生	株▽▽
その他可燃性廃棄物等	0%		株ABC
合計			

- * 上記の廃棄物の種類は一例です。排出する廃棄物の区分に応じて記載してください。
- * 廃棄物の種類ごとに具体的に記載してください。
- * 「リサイクル割合」について、実績が無い場合は他店舗実績等を踏まえ計画値・目標値を書いてください。
- * 「処理方法・資源化後の利用方法」については、現時点で分かる範囲で書いてください。敷地内処理をする場合は、その旨が分かるように記載。
- * 「処分業者」は、中間処分業者又は再生利用業者等を記載してください。

(2) 食品加工場等計画

加工の具体的内容	惣菜加工、鮮魚加工、生肉加工
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> ・排気ダクトを住居から離す ・換気扇への悪臭原因物を取り除く機器を設置する ・定期的に清掃を行う ・生ごみは密閉性のある容器に入れる
汚水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・グリストラップを設置し、油脂の流出を抑制する ・排水溝にネットを設置し、ごみの除去を行う

- * 具体的な対策について、記載してください。
- * 食品加工場がない場合は上記表に替えて「食品加工場はありません。」と記載してください。

18 防災・防犯対策への協力

【18(1)～(3)の記載の要否について】

- <新設(法5①)届出・既存店変更(法附5①)届出>必ず記載してください。
- <変更(法6②)届出>1,000㎡超の増床、建替えを伴う変更、夜間に及ぶ営業時間の延長の場合などに記載し、それ以外の場合は、(1)～(3)に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

- *例えば、景観計画、景観地区、地区計画、風致地区、建築協定、景観協定、街並み形成に関する条例、屋外広告物条例等について、計画地に関連があれば、記載してください。
- *屋外広告物条例は、必ず入ります。船橋市においては「船橋市屋外広告物条例」、柏市においては「柏市屋外広告物条例」、その他の市町村においては「千葉県屋外広告物条例」が適用されます。
- *当該地区に複数の計画等がある場合は、それぞれの計画等ごとに記載してください。
- *52頁 計画書記載例5(1)で地区計画「有」とした場合も、こちらに具体的に記載してください。

(2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	必要緑化面積算出根拠
〇〇〇〇㎡	△△△㎡ (8%)	①必要緑化面積：☆☆☆㎡ ②根拠法令：〇市△条例☆基準 ③計算式：敷地面積〇〇〇〇×7%=☆☆☆㎡
<緑化の内容> ・駐車場の外周及び歩道沿いには芝生を配し、バランス良く低木を植栽するとともに、シンボルとなる高木を植栽する。 ・外周や建物壁面緑化などにより、周辺の景観との調和を図る。		

- *<必要緑化面積算出根拠の欄>市町村の緑化基準が無い場合でも、都市計画法施行令第25条（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）の規定や森林法の規定の該当になる場合がありますので、ご確認のうえ、記載してください。
- *必要緑化面積を下回る場合は、当該基準の所管部署と協議した結果を表の欄外に記載してください。

(3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	図面〇	図面〇
照明灯の方向	来客出入口、駐輪場、駐車場に向ける。	下向きとする。
照明の強さ	〇〇W	〇〇W
点灯時間	日没から駐車場閉鎖時まで	日没から閉店時刻まで
光害対策	・駐車場利用時間以外は消灯する。 ・住居に直接光が当たらないように配置、方向、強さ等に十分注意する。	

*照度の単位は、「W」だけでなく、「ルーメン」などでも可。

(4) その他、景観への配慮

特記すべき事項	
---------	--

- *その他、上記(1)～(3)に記載した以外に配慮事項があれば、記載してください。
- *特に、建築物の形態・意匠・色彩等の外観、工作物の修景などについて、上記(1)～(3)に記載が無い場合や追記することがある場合は、こちらに記載してください。

20 歩行者の通行の利便性の確保

【20の記載の要否について】

＜新設（法5①）届出・既存店変更（法附5①）届出＞必ず記載してください。
 ＜変更（法6②）届出＞1,000 m²超の増床、建替えを伴う変更、その他増床に伴い変更が生じる場合などに記載し、それ以外の場合は、表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等としてください。

歩行者の通行の利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・道路より店舗入口まで歩行者通路を設置し、来店者の安全を確保する。 ・駐車場より店舗入口まで歩行者通路を設置し、来店者の安全を確保する。 ・通学路に接する道路の部分は、後退し歩道を設け、通学児童等の安全を確保する。 ・交通の混雑が予測される時には、交通整理員を配置する。
夜間照明の設置	有 ・ 無

21 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

*特筆すべき事項があれば、記載してください。

2 2 届出事項一覧表

*新設の場合は、こちらを作成してください。

届出事項	
店舗面積	1, 2 3 4 m ²
駐車場の位置 及び収容台数	位置 図○ 配置図
	収容台数 駐車場① 100台 駐車場② 50台 合計 150台
駐輪場の位置 及び収容台数	位置 図○ 配置図
	収容台数 駐輪場① 30台 駐輪場② 40台 合計 70台
荷さばき施設 の 位置及び面積	位置 図○ 配置図
	面積 荷さばき施設①123.4 m ² 荷さばき施設②234.5 m ² 合計 358 (357.9) m ²
廃棄物等保管 施設の位置 及び容量	位置 図○ 配置図
	容量 廃棄物保管施設①12.3 m ³ 廃棄物保管施設②23.4 m ³ 合計 36 (35.7) m ³
開店時刻及び 閉店時刻	㊦○○ 開店時刻午前8時、閉店時刻午後9時 ㊦△△ 開店時刻午前10時、閉店時刻午後10時 ㊦☆☆ 開店時刻午前0時、閉店時刻午前0時 (24時間営業)
来客が駐車場を利用 することができる 時間帯	駐車場① 午前0時～翌午前0時 (24時間 (一部は午前6時～ 午後10時まで)) 駐車場② 午前9時30分～午後10時
駐車場の 自動車の 出入口の数 及び位置	数 5か所
	位置 図○ 配置図
荷さばきを行うこと ができる時間帯	荷さばき施設① 午前0時～翌午前0時 (24時間) 荷さばき施設② 午前6時～午後10時

*施設ごと及び合計を記載すること。

*荷さばき施設の面積及び廃棄物等保管施設の容量は、施設ごとには小数点第一位までを記載し、合計欄にはその合計と合計を四捨五入した整数を記載してください。

2.2 届出事項比較表

*変更の場合は、こちらを作成してください。

届出事項		変更前	変更後
店舗面積		1, 2 3 4 m ²	変更なし
駐車場の位置 及び収容台数	位置	図〇 配置図 (変更前)	図〇 配置図 (変更後) ※位置変更あり
	収容 台数	駐車場① 100台 駐車場② 50台 合計 150台	駐車場① 100台 駐車場② 30台 合計 130台
駐輪場の位置 及び収容台数	位置	図〇 配置図	変更なし
	収容 台数	駐輪場① 30台 駐輪場② 40台 合計 70台	変更なし
荷さばき施設 の 位置及び面積	位置	図〇 配置図	変更なし
	面積	荷さばき施設①123.4 m ² 荷さばき施設②234.5 m ² 合計 358 (357.9) m ²	変更なし
廃棄物等保管 施設の位置 及び容量	位置	図〇 配置図	変更なし
	容量	廃棄物保管施設①12.3 m ³ 廃棄物保管施設②23.4 m ³ 合計 36 (35.7) m ³	変更なし
開店時刻及び 閉店時刻		(株)〇〇 開店時刻午前8時 閉店時刻午後9時 (株)△△ 開店時刻午前10時 閉店時刻午後10時	(株)〇〇 開店時刻午前0時 閉店時刻午前0時 (24時間営業) (株)△△ 開店時刻午前10時 閉店時刻午後10時
来客が駐車場を利用 することができる 時間帯		午前7時30分～ 午後10時30分	午前0時～翌午前0時 (24時間 (一部は午前6時～ 午後10時まで))
駐車場の 自動車の 出入口の数 及び位置	数	5か所	4か所
	位置	図〇 配置図 (変更前)	図〇 配置図 (変更後) ※位置変更あり
荷さばきを行うこと ができる時間帯		荷さばき施設① 午前6時～午後10時 荷さばき施設② 午前6時～午後10時	荷さばき施設① 午前0時～翌午前0時 (24時間) 荷さばき施設② 午前6時～午後10時

*施設ごと及び合計を記載すること。

*荷さばき施設の面積及び廃棄物等保管施設の容量は、施設ごとには小数点第一位までを記載し、合計欄にはその合計と合計を四捨五入した整数を記載してください。

*位置の変更がある場合は、変更後の「位置」の欄に「※位置変更あり」と記載